

九州大学寄附推進職規程

令和3年度九大規程第168号

制定：令和4年3月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学高度専門職員人事規程（平成26年度九大就規第25号）第3条第2項の規定に基づき、寄附推進職の職務その他の必要な事項について定めるものとする。

(職務等)

第2条 寄附推進職は、九州大学基金の獲得に係る渉外活動、分析、戦略、企画・立案等の業務に従事するものとする。

2 寄附推進職としてファンドレイザーを置く。

(資格)

第3条 寄附推進職となることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 渉外業務の分野において、専門的な知識、経験及び能力を有する者
- (2) 第2条第1項に規定する職務に関連する資格等を有する者

(配置)

第4条 寄附推進職は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第16条に規定する基金事業推進室が、第2条第1項に掲げる業務を行う場合に配置することができる。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。